

宇都宮市監査委員告示第8号

地方自治法第242条第1項の規定により、令和8年7月16日に提出を受けた
住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、結果を次のとおり公
表する。

令和8年9月16日

宇都宮市監査委員 菊池 康夫

同 鈴木 公泉

同 金沢 力

同 黒子 英明

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和8年7月16日

3 請求の内容

請求人から提出された住民監査請求書による主張要旨、措置請求は、概ね次のとおりである。

(1) 主張要旨

- ・ 宇都宮市保健福祉部高齢福祉課が締結した地域包括支援センター委託契約書について、以下の重大な外形異常が確認される。
 - ① 市長公印（ひな形20）ではなく、課専用印（ひな形30）が押印されている。
 - ② 市長決裁が存在しない（決裁欄なし・電子決裁ログなし）
 - ③ 文書管理簿未登録（SmartSESAME登録なし）
 - ④ 発生通知書不存在
 - ⑤ 起案文書不存在
 - ⑥ 債務負担行為の決裁不存在
 - ⑦ 委託料支出の根拠文書不存在
 - ⑧ 原本不存在（写しのみ）
- ・ これらは、行政文書の成立要件（起案・決裁・公印・文書管理簿・保存）を根本から欠き、委託契約が行政文書として成立していない＝無効である外形を示す。
- ・ さらに、本件委託契約は年間数千万円規模の委託料支出を伴う財務会計行為（契約締結・債務負担行為・公金支出）であるため、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第242条第1項に基づく住民監査請求の対象となる。

(2) 措置請求

本件委託契約は行政文書として成立しておらず、委託料の支出は違法な財務会計行為である。よって、監査委員におかれては、法第242条第1項に基づき、必要な措置を講じられたい。

4 補正書の提出

令和8年8月3日付で請求人に対し書面による補正を求めたところ、同月6日に補正書の提出があった。

補正書の内容は次のとおりである。

(1) 請求の対象となる執行機関・職員

宇都宮市保健福祉部 高齢福祉課長及び担当職員

(2) 対象となる財務会計上の行為

「宇都宮市地域包括支援センター運営事業業務委託（以下「本件業務」とい

う。）」

(3) 行為から１年以上経過した正当な理由

本件財務会計行為は、宇都宮市保健福祉部高齢福祉課及び行政経営部文書管理グループにおいて、発生通知書・債務負担行為決裁・委託料支出根拠文書が存在しない状態で長期間放置されたものであり、これらは市内部の文書管理上の重大な瑕疵であり、住民が通常の方法で事実を把握することが不可能であったため。

(4) 本市に発生している損害

- ・ 決裁を経ていない委託料支出により財務会計規律が著しく毀損されている。
- ・ 発生通知書・債務負担行為決裁・支出命令書が不存在であるため、支出の適法性が担保されておらず、市の財産管理に重大な支障が生じている。
- ・ 無権代理による委託契約締結（課専用印押印）により契約の有効性が担保されず、市に法的リスクが発生している。

5 請求書の要件審査

本件請求については、法第２４２条に規定する要件を具備しているものと認められたので、令和８年８月１９日に受理を決定した。

なお、本件請求には、当該行為から１年を経過したものが含まれており、それらの財務会計上の行為については、法第２４２条第２項ただし書の「正当な理由」の有無を判断する必要がある。このようなことから、本件請求を一旦受理し、監査を実施する中で、請求人の主張が「正当な理由」と認められるか判断することとした。

6 監査委員の除斥

法第１９９条の２に定める除斥事項に該当する者はいないことを確認した。

第２ 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が主張する本件業務は、違法又は不当な契約の締結に該当するか。それに伴って行われた委託料の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するか。また、１年を経過した財務会計上の行為に係る請求人の主張は、法第２４２条第２項ただし書の「正当な理由」と認められるかを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を保健福祉部高齢福祉課とした。

3 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

法第２４２条第７項の規定により、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与え、令和８年８月３１日に陳述を受けた。

なお、請求書の提出日である令和８年７月１６日から同年８月２８日までの期間、以下の日付により追加資料を収受している。

- ・ 令和８年７月２１日
- ・ 令和８年７月２２日
- ・ 令和８年７月２３日
- ・ 令和８年７月２４日
- ・ 令和８年７月２７日
- ・ 令和８年７月２８日

- ・令和8年7月30日
- ・令和8年7月31日
- ・令和8年8月3日
- ・令和8年8月5日
- ・令和8年8月6日
- ・令和8年8月7日
- ・令和8年8月10日
- ・令和8年8月12日
- ・令和8年8月13日
- ・令和8年8月17日
- ・令和8年8月19日
- ・令和8年8月20日
- ・令和8年8月21日
- ・令和8年8月24日
- ・令和8年8月25日
- ・令和8年8月26日
- ・令和8年8月27日
- ・令和8年8月28日

4 監査対象部局職員の陳述

令和8年8月31日に監査対象部局である高齢福祉課長等から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 請求人の陳述内容

陳述された内容は概ね次のとおりである。

- ・ 公印については、個人に置き換えると実印である。私達も印鑑証明書に実印登録をするが、登録できる判子というのは1個である。3つも4つもできない。
- ・ 当然、宇都宮市も市長の実印は1個であり、それが市長印ひな形20となる。しかし今回、委託契約書に押されている判子が宇都宮市長高齢福祉課専用というひな形30の判子である。これを例えるならば、宇都宮市長の三文判の判子を押ししたものと同義である。
- ・ 個人でも重要な買い物であれば契約書及び重大な書類には実印を押印し、印鑑証明書を添付する。それによって意思決定の確認ができ、契約が認められる。しかしながら、今回は市長の実印が必要な重大な契約に市長の三文判を押しているということとなる。
- ・ 私が市に、これは実印ではないと問い合わせしたところ、三文判ではあるが実印と同じ効果があるんだという、めちゃくちゃな説明を受けた。私達個人に置き換えても、例えば銀行の口座を開いた時の判子について、どの判子だったか忘れてしまう時があり、窓口に行って判子が違えば本人がいくら申し出ても、駄目なものは駄目と言われるのが普通だ。今回で言えば、判子の形が違うわけだから、駄目なものは駄目である。
- ・ それゆえに、実印が押されていないので委託契約は無効である。契約書が偽物

あるいは内容が虚偽だった場合には、当然払ったお金を返却してくれというのが一般的である。つまり、今回の委託契約書が無効であるならば、市民が税金を返してくれというのは普通だと思われる。

- ・ 同様の委託契約を行っている地域包括支援センターは市内で25箇所ある。もしこの25箇所との契約が市長の実印ではなく、市長の三文判が全部押されてたならば、全部の委託契約書が無効、全ての地域包括支援センターへ毎年税金が支出されていることから、それら全部を返却せよということになる。そうなると、6億から8億ぐらいの税金が無効となる。
- ・ ゆえにこの問題を、市長宛てにメールあるいは議会宛てに陳情を送ってるのに、宇都宮市は何ら正式なコメントを今も出していない。市長も、マスコミを通じて、コメントを出していない。つまり宇都宮市の職員、係長以下が全部隠蔽している。課長以上に報告をしていない。市長に報告してますと言うが、市長報告書の提出を求めても提示しない。口頭で言っているだけである。これを世間では隠蔽という。まともな説明を受けていない。
- ・ 特に今回、委託費に関しては国及び県からお金が入っている。つまり市税だけではなく国費も入っており、国民全体の問題である。
- ・ それらのことを市長が報告を受けているならば、なぜ市長は議会に対しても報告しないのか。そういった重大問題の住民監査請求であるということをよくご認識いただきたい。

2 監査対象部局の陳述内容

監査対象部局の陳述は、以下のとおりである。

(1) 宇都宮市地域包括支援センター運営事業業務委託契約

ア 契約書への市長印（ひな形30）の押印について

- ・ 課専用印の使用については、宇都宮市公印規則（以下「公印規則」という。）第3条の規定に基づき、高齢福祉課の所掌事務に関しては、高齢福祉課の所掌事務に係る文書専用の公印を使用している。
- ・ 本件業務は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の47の規定に基づき、同法第115条の46第1項に定める事業に係る業務の実施を委託するものであり、当該業務は、高齢福祉課の所掌事務となることから、本件業務契約においては、課専用印（ひな形30）を押印しているものである。
- ・ このため、本件業務契約は、適正に執行している。
- ・ なお、法第158条第1項後段の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、宇都宮市部課設置条例（以下「設置条例」という。）及び宇都宮市行政組織規則（以下「組織規則」という。）において、高齢福祉課の分掌する事務が定められている。

イ 市長決裁が存在しないことについて

- ・ 本市における事務の専決については、市長の権限に属する事務の迅速な処理を図るため、補助機関である職員に分掌事務の一部を、市長に代わって処理させることを目的として、宇都宮市事務専決規程（以下「専決規程」という。）において定められており、市長の補助機関である職員は、

市長の事務について、専決規程の定めるところにより、その主管事務を専決することができる。

- ・ また、支出負担行為とは、法第232条の3において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為」であるとされ、予算執行に先立って行うべきもののことであり、宇都宮市予算規則（以下「予算規則」という。）第18条の規定において、「歳出予算を執行しようとするときは、支出負担行為決議書を作成しなければならない」とされている。
- ・ 請求人が何についての市長決裁を指しているか判然としないが、本件業務契約の締結に関する決裁のことであるとすると、支出負担行為の決裁のことを指していると推察され、当該決裁については、専決規程第5条第1項の規定において、1件400万円を超え4,000万円までの場合、部長が専決者となっており、本件業務の契約額は1件当たり4,000万円以下であることから、部長決裁となる。
- ・ このため、本件業務契約に係る決裁行為は、財務情報システムにおいて、押印決裁として起案し、適正に執行している。
- ・ また、請求人が指摘している決裁欄及び電子決裁ログがないとの主張について、何の文書の決裁欄なのか及び何の電子決裁ログなのかが判然としないが、上記のとおり、適切な決裁権者からの決裁を得ているとともに、その決裁は財務情報システムにおいて、押印決裁として起案し、適正に執行している。

ウ 文書管理簿未登録について

- ・ 文書管理簿が何を指しているか判然としないが、本件業務について、予算規則第17条の規定に基づく執行伺については文書管理システムにおいて、押印決裁として起案し、予算規則第18条の規定に基づく支出負担行為については財務情報システムにおいて、押印決裁として起案し、それぞれ紙文書にて決裁している。
- ・ 支出命令については、本件業務の契約書第5条（業務委託料の支払）の規定に基づき受託者から請求があったのちに、法第232条の4及び同法施行令第160条の2第1号の規定に基づき行うものであり、財務情報システムにおいて、押印決裁として起案し、紙文書にて決裁している。
- ・ なお、SmartSESAMEとは、ICカード（職員証）で認証してから印刷等（印刷・スキャン・コピー）を行う仕組みであり、ミスプリントの防止による印刷量の抑制や、セキュリティ強化等につながるものであって、文書管理機能を有しているものではない。

エ 発生通知書不存在について

- ・ 発生通知書がどのような通知なのか判然としないが、契約事務に関する通知のことであるとすると、宇都宮市契約規則（以下「契約規則」という。）において、発生通知書の作成について規定されていないため、本件業務に係る一連の業務において作成していない。

オ 起案文書不存在について

- ・ 何の起案文書を指しているか判然としないが、上述の「ウ 文書管理簿

未登録について」のとおり，本件業務について，予算規則第17条の規定に基づく執行伺については文書管理システムにおいて，押印決裁として起案し，予算規則第18条の規定に基づく支出負担行為については財務情報システムにおいて，押印決裁として起案し，それぞれ紙文書にて決裁している。

- ・ 支出命令については，本件業務の契約書第5条（業務委託料の支払）の規定に基づき受託者から請求があったのちに，法第232条の4及び同法施行令第160条の2第1号の規定に基づき行うものであり，財務情報システムにおいて，押印決裁として起案し，紙文書にて決裁している。

カ 債務負担行為の決裁不存在について

- ・ 債務負担行為については，法第214条において，「歳出予算の金額，継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか，普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには，予算で債務負担行為として定めておかなければならない」とされている。
- ・ 本件業務については，歳出予算に計上しているとともに単年度契約であり，債務負担行為が不要であるため，債務負担行為の決裁は存在しない。

キ 委託料の支出の根拠文書不存在について

- ・ 根拠文書が何を指しているか判然としないが，上述の「ウ 文書管理簿未登録について」のとおり，本件業務について，予算規則第17条の規定に基づく執行伺については文書管理システムにおいて，押印決裁として起案し，予算規則第18条の規定に基づく支出負担行為については財務情報システムにおいて，押印決裁として起案し，それぞれ紙文書にて決裁している。
- ・ 支出命令については，本件業務の契約書第5条（業務委託料の支払）の規定に基づき受託者から請求があったのちに，法第232条の4及び同法施行令第160条の2第1号の規定に基づき行うものであり，財務情報システムにおいて，押印決裁として起案し，紙文書にて決裁している。この決裁に基づき，受託者に対して委託料の支出をしている。

ク 原本不存在（写しのみ）について

- ・ 何の文書の原本を指しているか判然としないが，本件業務に係る各種書類等の原本については，宇都宮市文書取扱規程（以下「文書取扱規程」という。）に基づく保存期間が満了するまで，適切に管理している。

(2) 結論

上述のとおり，本件業務契約については，各法令等に基づき適切に行われ，委託料の支出も適法であることから，請求人が主張する違法な財務会計行為に該当しない。

3 財務会計上の行為から1年以上経過した正当な理由の検討

法第242条第2項ただし書の「正当な理由」について，最高裁判所は，以下のとおり判示している。

- ・ 「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず，普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当

該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。したがって、【要旨】そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度（監査請求をするに足りる程度）に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁判所平成14年9月12日判決）」

また、「住民が相当の注意力をもって調査」することについて、東京高等裁判所は、以下のとおり判示している。

- ・ 「情報公開条例に基づき、実施機関に対し、財務会計上の行為の完了の日と近接した日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、実施機関は、非開示事由に該当しない限り、当該公文書を開示すべきものであるから、当該公文書に財務会計上の行為の内容が記載されており、これに関係法令や条件を適用することにより当該行為の適否を知ることが可能となる場合は、当該公文書が開示されると、住民は、監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができるものと考えられる。そうすると、当該住民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求をしないままでは相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当である（東京高等裁判所平成19年2月14日判決）」

このことから、財務会計上の行為が記載された公文書が情報公開制度により公開可能な状態となった場合には、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解するのが相当である。

そこで、本件請求についてみると、本件財務会計上の行為があった日以降、情報公開制度により、当該行為の存在及び内容について住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたものと解する。そして本件請求の一部は、本件財務会計上の行為を知ることができたと解される時から1年以上経過してなされたものであり、本件請求の一部は「正当な理由」がなく請求期限を経過してなされたものであることから、請求期間の要件に適合しない。

4 財務会計上の行為から1年以上経過した正当な理由に係る監査委員の判断

「3 財務会計上の行為から1年以上経過した正当な理由の検討」により、本件請求が提出された令和8年7月16日時点において、請求人が主張する財務会計上の行為のあった日から1年を経過していない財務会計上の行為である、令和7年9月22日に行われた本件業務に係る後期分の公金の支出15,446,000円（以下「本件支出」という。）について監査を実施することとし、本件請求に係る本件支出以外の財務会計上の行為については、却下とする。

5 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、本件支出について、次の事実を確認した。

(1) 本件業務に係る概要について

ア 業務の目的について

本件業務は、介護保険法第115条の47の規定に基づき、同法第115条の

46第1項に定める事業に係る業務の実施を委託するものであり、包括的支援事業及び重層的支援体制整備事業に係る包括的相談支援事業、本市が指定する事業を的確に実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助等を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進、介護予防の推進等を包括的に支援することを目的としている。

イ 支払事務等について

関係書類により、次の事項を確認した。

- ・ 業務名 宇都宮市地域包括支援センター運営事業業務委託
- ・ 契約の方法 随意契約（法施行令第167条の2第1項第2号）
- ・ 契約締結日 令和7年3月18日
- ・ 受託者 医療法人 報徳会
- ・ 契約金額 30,892,000円
- ・ 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- ・ 支払の方法 概算払（年2回払い）
- ・ 支出負担行為 令和7年4月 1日 30,892,000円
- ・ 請求書（前期分） 令和7年4月30日 15,446,000円
- ・ 請求書（後期分） 令和7年9月22日 15,446,000円
- ・ 支出命令（前期分） 令和7年4月30日 15,446,000円
（令和7年5月29日支払）
- ・ 支出命令（後期分） 令和7年9月22日 15,446,000円
（令和7年10月6日支払）

(2) 公印について

公印については、公印規則第3条により「公印の種類、名称、番号、書体、寸法、用途及び保管課所は、別表第1のとおりとし、その形状は、別表第2のとおりとする」と定められており、別表第1には「栃木県宇都宮市長印」ひな形30は「所掌事務に係る文書専用」であることが規定されている。

本件業務に際し、受託者と締結した契約書については、市長印ひな形30が押印されている。

(3) 所掌事務について

普通地方公共団体の長の権限に係る分掌については、法第158条により「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする」と定められており、これに基づき本市では設置条例を制定している。

また、組織規則において、設置条例第1条で設置を定められた部及び室の中に、各課の設置を定めている。監査対象部局の所掌事務については、組織規則第8条の表保健福祉部の部高齢福祉課の項において、以下のとおり定められている。

- (ア) 高齢者福祉に関すること。
- (イ) 高齢者福祉施設に関すること。
- (ウ) 老人に係る福祉の措置及びその関連事務に関すること。
- (エ) 介護保険に関すること。

(4) 決裁について

本件業務において、財務会計行為として起案し決裁を得た文書は「執行伺書」「支出負担行為決議書」「支出命令書」の3つであり、それぞれの決裁に係る専決者及びその根拠規定については、以下のとおりである。

文書	決裁日	専決者	根拠規定
執行伺書	令和7年3月18日	課長	専決規程第4条の2 別表第1 事務決裁基準表 「4 課長決裁事項の基準」 (1) 事務の実施に関すること
支出負担行為決議書	令和7年4月1日	部長	専決規程第5条 別表第1の2 共通事項 「4 財務会計 (1) 支出負担行為」 ナ 前科目以外のもの 1件400万円を超え4,000万円まで
支出命令書	令和7年4月30日 (前期分) 令和7年9月22日 (後期分)	課長	専決規程第5条 別表第1の2 共通事項 「4 財務行為 (2) 支出命令」

監査対象部局は、上記文書について、専決規程で定められた専決者までの決裁を受けている。

(5) 文書の管理について

本市において、「文書管理簿」というものは存在しない。

本件業務における決裁文書は、執行伺については文書管理システム、支出負担行為及び支出命令については財務情報システムにおいて、押印決裁として起案し、紙文書にて決裁している。

また、押印決裁後の原本は、文書取扱規程第31条第2項の規定に基づき、以下のとおり保管している。

保管文書	保管場所
・ 執行伺書 - 本件業務契約書 (案) - 本件業務仕様書 (案) - 一者随意契約に係る理由書 ・ 支出負担行為決議書 - 本件業務契約書 - 本件業務仕様書 - 課税事業者届出書	宇都宮市役所 本庁2階 高齢福祉課 キャビネット内
・ 支出命令書 (前期分) - 前期分請求書 ・ 支出命令書 (後期分) - 後期分請求書	宇都宮市役所 本庁1階 出納室 書庫

なお、Smart SESAMEについては、ICカード（職員証）で認証してから印刷等（印刷・スキャン・コピー）を行う仕組みであり、ミспリントの防止による印刷量の抑制や、セキュリティ強化等につながるものであって、文書管理機能

を有しているものではない。

(6) 発生通知書について

契約規則において「発生通知書」の作成についての規定はない。

本件業務に係る一連の業務において、「発生通知書」は作成していない。

(7) 債務負担行為の決裁について

債務負担行為については、法第214条により「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない」と定められている。

本件業務については、歳出予算に計上しているとともに、単年度契約であり、債務負担行為の決裁は存在しない。

(8) 委託料支出の根拠文書について

請求人は、令和8年8月6日に提出した補正書において、「委託料支出に必要な支出命令書、支出負担行為決議書、発生通知書の3点セットが揃っていないため、支出の適法性を担保する根拠文書が不存在である」と主張している。

「支出負担行為決議書」及び「支出命令書」については、上記「(5) 文書の管理について」に記載のとおり保管されており、「発生通知書」については、上記「(6) 発生通知書について」に記載のとおり作成していない。

6 監査委員の判断

本件請求についての判断をするに当たっては、本件支出が違法又は不当な公金の支出に該当し、市に損害を生じさせているかどうかという観点から監査を実施した。

(1) 本件支出について

- ・ 請求人は、「市長公印（ひな形20）ではなく、課専用印（ひな形30）が押印されている」ことが、本件業務の契約書に係る外形異常であると主張している。

本件業務を実施するに当たり、受託者と締結した契約書には、市長印ひな形30が押印されている。

監査対象部局の所掌事務については、組織規則第8条の表保健福祉部の部高齢福祉課の項に定められている。また、本件業務の目的は「包括的支援事業及び重層的支援体制整備事業に係る包括的相談支援事業、本市が指定する事業を的確に実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助等を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進、介護予防の推進等を包括的に支援すること」であることから、監査対象部局の所掌事務であると認められる。

公印規則第3条及び別表第1により、監査対象部局の所掌事務については、所掌事務に係る文書専用の市長印ひな形30を使用することとされていることから、本件業務が監査対象部局の所掌事務である以上、その契約の締結に市長印ひな形30を使用することは、適正な処理であると認められる。

- ・ 請求人は、「市長決裁が存在しない」と主張している。

本件業務において、財務会計行為として決裁を得た文書は「執行伺書」「支出負担行為決議書」「支出命令書」の3つである。「執行伺書」及び「支出命令書」については、専決規程に定められた専決者である課長まで、「支出負担行為決議書」については、専決規程に定められた専決者である部長まで、決裁を受け

ており、全て適正に処理されていると認められる。

- ・ 請求人は、「文書管理簿未登録」、「起案文書不存在」及び「原本不存在」と主張しているが、本市において「文書管理簿」は存在しない。また、本件業務において、財務会計行為として起案して決裁を得た「執行伺書」「支出負担行為決議書」「支出命令書」の原本は、文書取扱規程に基づき、保健福祉部高齢福祉課又は出納室において保管されていることから、適正に管理されていると認められる。

なお、請求人は、「S m a r t S E S A M E 登録なし」と主張しているが、S m a r t S E S A M E については、文書管理機能を有しているものではないことから、当該主張は正当ではない。

- ・ 請求人は、「発生通知書不存在」と主張しているが、契約規則において「発生通知書」の作成についての規定はないことから、「発生通知書」が不存在であるとしても問題はないと認められる。
- ・ 請求人は、「債務負担行為の決裁不存在」と主張しているが、本件業務は、歳出予算に計上しているとともに、単年度契約であることから、法第214条に規定されている債務負担行為の決裁は不要であると認められる。
- ・ 請求人は、「委託料支出の根拠文書不存在」と主張している。また、補正書により、「委託料支出の根拠文書」とは、「支出負担行為決議書」「支出命令書」「発生通知書」とであると解せる。

「支出負担行為決議書」及び「支出命令書」の原本は、文書取扱規程に基づき適正に保管されており、「発生通知書」については契約規則に作成の規定がないことから、作成していない。よって、当該主張は正当ではない。

(2) 結論

上述のとおり、本件業務に係る請求人の主張に対しては、監査対象部局が法令等に基づき適正に処理していることから、本件支出が違法又は不当な公金の支出であるとは認められない。したがって、それに伴う市の損害も発生しているとは認められないことから、請求人の主張には理由がなく、本件請求はこれを棄却するものとする。